

軽自動車の届出
保管場所変更(普通車含む)

【自動車保管場所届出書の記載例】

※「軽自動車」取得時の保管場所の届出、「普通自動車」「軽自動車」の保管場所の位置のみの変更時に必要となる書面です。
(この届出様式は、普通自動車の自動車保管場所証明申請には使えませんのでご注意ください。)

広島県警察

R7.4.1

③【車名】・【型式】・【車台番号】・【自動車の大きさ】
自動車検査証等に記載されているとおりに記載してください。新車購入等で申請時に不明の場合には販売店等でご確認ください。

③【車名】
通常、車のメーカー名を記載します。
(例:トヨタ、ホンダ、ニッサン、等)

※注意※
車種名が「マツダ・キャロル」の場合「マツダ」と記載します。

⑤【保管場所の位置】
・保管場所の位置に住居表示がある場合(建物敷地内)は、住居表示で記載してください。
・住居表示がない場合には、地番を記載してください。

変更届出の場合は、()内に変更前の位置を記載してください。

①【新規・変更】 該当する届出に○印を付けてください。
・新規: 軽自動車の新車を購入する等、初めて届出をする場合
・変更: 既に届出をしている軽自動車の保管場所を変更する場合
普通自動車の保管場所の変更をする場合

②【登録・軽】
該当する区分に○印を付けてください。
・軽: 軽自動車
・登録: 普通自動車

④【使用の本拠の位置】
(個人の場合)
・実際に居住している場所の住所を記載してください。通常は住民票の住所と同じです。
・通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません。
(法人の場合)
・実際に営業を行う事業所の所在地を記載してください。本社、支店、営業所等の所在地です。
・通常は、役員の自宅や社員寮等は使用の本拠とはなりません。

※注意※
・「使用の本拠の位置」から「保管場所の位置」までは直線距離で2km以内である必要があります。

※注意※
・「使用の本拠の位置」が「申請者住所」と異なる場合等は、「使用の本拠の位置」を疎明する書面(公共料金の領収書、郵便物等)の確認のほか、使用の本拠の位置について聴取させてもらう場合があります。

⑦【届出者住所・氏名】
(個人の場合)
・住民票または印鑑証明書の住所・氏名を記載してください。
(法人の場合)
・登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を記載し、法人代表者名を併記してください。

別記様式第2号(第3条関係)

自動車保管場所届出書 (新規・変更)										自動車の区分		登録 (軽)				
③ 車 名	③ 型 式	③ 車 台 番 号								③ 自動車の大きさ						
マツダ	DBA-HB36S	Y	V	1	-	1	2	3	W	W	K	5	6	7	長さ 339	センチメートル
(アルファベットには下欄に「レ」してください)														幅 147	センチメートル	
														高さ 175	センチメートル	
④ 自動車の使用の本拠の位置		○△市中区新浜町1-9-42														
⑤ 自動車の保管場所の位置		○△市中区港町2-4-4 (変更前)														
上記の事項について届出をします。																
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日																
○△ 警察署長 殿																
保管場所を管轄する警察署名を記載してください。																
申請者 氏名 廣島 一郎																
住所 ○△市中区新浜町1-9-42																
電話 082-228-0110 0220																
訂正印は不要です。																
備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第4条第1項の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を、軽自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を、普通自動車である自動車の届出にあっては「普通」の文字を、それぞれ記載する。また、普通自動車である自動車の届出にあっては「普通」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を、それぞれ記載する。																
⑧【所有区分】 届出する保管場所の「所有者」に○印を付けます。 ・届出者所有 ~ 「自己」に○印を記載 ・他人所有 ~ 「他人」に○印を記載 ・共有地 ~ 「共有」に○印を記載																
⑨【自動車登録番号・車両番号】 届出をする自動車に車両ナンバーがある場合に記載してください。																
⑩【連絡先・電話】 届出内容について確認する場合がありますので届出内容についてお答えいただける方の連絡先を記載してください。																
⑧ 所有区分		自己・他人・共有														
⑨ 自動車登録番号・車両番号		広島580 さ ●●●●														
⑩ 連絡先・電話(担当者)		広島 花子 090-0000-1111														

【注意事項】
●この書類は、1枚(自動車保管場所届出書1通)のみとなっています。届出書様式を県警ホームページからダウンロードした場合は、1枚に記載してください。
●消すことができるボールペンは使用しないでください。
●上記は、一般的な記載の一例ですので、不明な点は書類を提出する警察署にお問い合わせください。

【押印(訂正印含む)は不要です。】
・申請書氏名欄への押印は不要です。(ゴム印やパソコン入力等による記名のみでも結構です。)
・訂正箇所における訂正印も必要ありません。